



文部科学省

令和4年度予算案について

令和4年2月4日

高等教育局私学部私学助成課

背景説明

私立高等学校等は、建学の精神に基づく多様な人材育成や特色ある教育を行うことにより、我が国の学校教育の発展に大きく貢献している。私立高等学校等が我が国の初等中等教育に果たしている役割の重要性に鑑み、都道府県による経常的経費への助成を支援する必要がある。



目的・目標

私立高等学校等の教育条件の維持向上や学校経営の健全性の向上等を図ることにより、私立高等学校等の健全な発展に資するとともに、安心して私立高等学校等で学ぶことのできる環境を持続的に支援する。

事業内容

- 私立高等学校等の教育条件の維持向上や学校経営の健全性の向上等を図るとともに、各私立高等学校等の特色ある取組を支援するため、都道府県による経常費助成等に対して補助を行う。

私立高等学校等経常費助成費補助

●一般補助 859億円（852億円）

都道府県が、私立の高等学校、中学校、小学校及び幼稚園等の経常的経費について助成する場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

●特別補助 136億円（130億円）

教育改革推進特別経費 <56億円>

都道府県が、私立学校の特色ある取組等に助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

- ①教育の質の向上を図る学校支援経費（次世代を担う人材育成の促進、教育相談体制の整備、安全確保の推進、ICT教育環境の整備等） <18億円>
- ②子育て支援推進経費（預かり保育推進事業、幼稚園の子育て支援活動の推進） <38億円>

幼稚園等特別支援教育経費 <68億円>

都道府県が、特別な支援が必要な幼児が2人以上就園している私立の幼稚園等に特別な助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

授業料減免事業等支援特別経費 <11億円>

私立の高等学校等が、家計急変等の経済的理由から授業料の納付が困難となった児童生徒に対し授業料減免措置を行い、都道府県がその減免額に助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

過疎高等学校特別経費 <1.5億円>

都道府県が、過疎地域に所在する私立高等学校の経常的経費に助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

私立高等学校等経常費補助

●特定教育方法支援事業 31億円（29億円）

特別支援学校等に対して、国がその教育の推進に必要な経費の一部を補助。

事業内容

一般補助

【140億円（139億円）】

- 園児一人当たりの単価を増額 24,698円（220円増）
- 幼稚園教員の人材確保の取組に対する支援を引き続き実施

特別補助

【106億円（107億円）】

教育改革推進特別経費（子育て支援推進経費）

【38億円（42億円）】

預かり保育推進事業

幼稚園の教育時間終了後や休業日に「預かり保育」を実施する私立幼稚園等に特別な助成措置を講じる都道府県に対して、国がその助成額の1 / 2以内を補助。

幼稚園の子育て支援活動の推進

教育機能又は施設を広く地域に開放することを積極的に推進する私立幼稚園等に特別な助成措置を講じる都道府県に対して、国がその助成額の1 / 2以内を補助。

幼稚園等特別支援教育経費

【68億円（65億円）】

都道府県が、特別な支援が必要な幼児が2人以上就園している私立の幼稚園又は幼保連携型認定こども園に特別な助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

- ・対象園児数：約1.8万人（約800人増）

※上記のほか、「教育の質の向上を図る学校支援経費」において、安全確保の推進等に必要な経費を計上（18億円）。

※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

※（ ）は前年度予算額

令和4年度予算案における生徒等 1 人あたり単価

背景説明

近年、学校で対応する課題は多様化・複雑化しており、私立高等学校等の所轄庁である都道府県の補助における生徒等 1 人あたり単価の実績は年々増加傾向にある。



令和4年度予算案での対応

私立学校における教育内容の高度化等に必要な経費を勘案し、生徒等 1 人あたりの国庫補助単価を増額。
※小中高などについては、GIGAスクール構想への対応も勘案。

厳しい財政事情ではあるが、国も私学助成の充実に努めていく中で、所轄庁である都道府県においても、生徒等 1 人あたり単価の増額や私立高等学校等の特色ある取組への支援の拡充など、私学助成の充実に期待される。

区 分		生徒等 1 人あたり単価 (円)	
		※括弧書きは前年度単価	
高等学校	全日制・定時制課程	57,410	(56,729)
	広域以外の通信制課程	17,342	(17,342)
中等教育学校	後期課程	57,410	(56,729)
	前期課程	50,249	(49,653)
中 学 校		50,249	(49,653)
義務教育学校	後期課程	50,249	(49,653)
	前期課程	48,666	(48,089)
小 学 校		48,666	(48,089)
幼 稚 園		24,698	(24,478)
特別支援学校	高等部	1,562,338	(1,548,402)
	高等部以外	1,549,280	(1,535,460)
特別支援学級		574,598	(569,472)
広域通信制高等学校		29,550	(29,550)

※このほか、加算分については別途所要額を計上。

私立高等学校等の経常費助成に係る財源計画について

○令和4年度の私立高等学校等の経常費助成に係る財源計画（生徒等1人あたり単価）については、国庫補助金及び地方交付税措置ともに、前年度から増額改訂。

生徒等1人あたり単価の推移

(単位：円)

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (案)
高等学校 全日制 定時制	国庫補助金	55,006	55,611	56,223	56,729	57,410
	地方交付税	276,800	280,700	284,700	288,100	292,500
	計	331,806	336,311	340,923	344,829	349,910
中 学 校	国庫補助金	48,145	48,675	49,210	49,653	50,249
	地方交付税	276,200	280,100	284,100	287,500	291,900
	計	324,345	328,775	333,310	337,153	342,149
小 学 校	国庫補助金	46,628	47,141	47,660	48,089	48,666
	地方交付税	276,200	280,100	284,100	287,500	291,900
	計	322,828	327,241	331,760	335,589	340,566
幼 稚 園	国庫補助金	23,688	23,949	24,212	24,478	24,698
	地方交付税	161,200	163,500	165,800	168,100	170,100
	計	184,888	187,449	190,012	192,578	194,798

国庫補助金と地方交付税について、生徒等1人あたり単価を増額。

所轄庁である都道府県においても、生徒等1人あたり単価の増額など、私学助成の充実を図っていただくようお願いしたい。

- ※1 左記の地方交付税単価のほか、以下について地方交付税を措置。
- ◇ 高校授業料等支援分： 12,800円
 - ◇ 小中学校家計急変世帯支援分： 3,000円
 - ◇ 幼稚園の預かり保育推進事業費補助及び教員の人材確保支援費補助分： 3,800円
 - ◇ 授業目的公衆送信補償金補助分： 国庫補助に対応する地方負担分
- ※2 国庫補助金単価については加算分を除いた額を記載。

事業内容

都道府県が、教育の質の向上に取り組む学校に助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

<取組みメニュー>

※（）内は1校当たり単価

① 次世代を担う人材育成の促進（42万円）

グローバル人材育成のための英語教育の強化、国際交流の推進、数理・データサイエンス・AI教育等の推進 等
（外部講師の活用等により、教育の質の充実に資する取組が対象）

② 教育相談体制の整備（30万円）

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用、不登校の生徒等の教育機会についての支援 等

③ 職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進（13万円）

職業体験、ボランティア活動、伝統・文化体験、自然体験、地域社会や産業界等と連携・協同した取組、栄養教諭の活用など食に関する指導の充実 等

④ 安全確保の推進（30万円）

スクールバスにおける警備員（ガードマン）等の配置、登下校時における交通安全指導員等の人員配置、児童生徒等への講習会（防犯、防災、交通安全）の実施、地域住民や関連機関等との合同防犯訓練の実施 等

⑤ 特別支援教育に係る活動の充実（28万円）

教員の専門性向上のための研修や講師派遣、個別の支援計画の策定等をはじめとする児童生徒の学習・生活・進学・就職等をサポートする支援体制の構築（特別支援教育支援員やコーディネーターの配置など） 等

⑥ ICT教育環境の整備推進（42万円）【新規】

情報通信技術活用支援員の配置、ICT機器の管理委託 等

⑦ 外部人材活用等の推進（42万円）

教員の負担軽減を図るための教員業務支援員、学習指導員等の専門スタッフや外部人材等の活用 等
（教員が児童生徒への指導や教材研究等に注力できるよう、外部人材の配置促進を図る取組が対象）

※①から⑦毎に都道府県補助金の対象となった学校数に、単価を乗じた額を補助。ただし、都道府県補助額の1/2を上限とする。

※補助対象となる学校種について、⑤は幼稚園、幼保連携型認定こども園、特別支援学校及び特別支援学級を置く学校は除く。⑥は幼稚園、幼保連携型認定こども園は除く。⑦は①～⑥に該当する取組は除く。

※補助要件は前年度同様の予定。

事業内容

子ども・子育て支援の更なる質の向上を図るとともに、多様な保育の受け皿を拡充し、待機児童の解消等を目指すため、幼稚園における預かり保育や子育て支援活動を支援する。

預かり保育推進事業

幼稚園の教育時間終了後や休業日に「預かり保育」を実施する私立の幼稚園等に特別な助成措置を講じる都道府県に対して、国がその助成額の1/2以内を補助。

○引き続き、長時間の預かり保育を支援するとともに、実態を踏まえた預かり保育の支援のため、通常の預かり保育における「基礎単価」を見直し。【C】【D】



預かり保育推進事業単価表（令和4年度予算案）

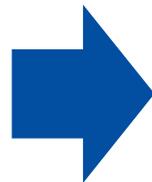
① 通常の預かり保育	基礎単価	【A】開園日の4/5以上の日数、1日4時間以上開設 加えて、18時以降（18時を含む）も開設 の場合			700,000円
		【B】開園日の4/5以上の日数、1日4時間以上開設 の場合			600,000円
		【C】開園日の4/5以上の日数、1日2時間以上から4時間未満開設 （教育時間と合わせて8時間以上）の場合			400,000円
		【D】開園日の4/5以上の日数、1日2時間以上から4時間未満開設 （教育時間と合わせて8時間未満）の場合			200,000円
	加算単価	次の要件に該当する幼稚園等			
		-	預かり保育時間 5時間～6時間/日	預かり保育時間 6時間～7時間/日	預かり保育時間 7時間以上/日
		-	150,000円	400,000円	700,000円
	預かり保育担当者数 2人/日	250,000円	600,000円	1,050,000円	1,550,000円
	預かり保育担当者数 3人以上/日	500,000円	970,000円	1,600,000円	2,250,000円
② 長期休業日等預かり保育	基礎単価	（1）長期休業日の10日以上の日数、1日2時間以上開設			80,000円
		（2）休業日の19日以上の日数、1日2時間以上開設			150,000円
	加算単価	次の要件に該当する幼稚園等			
		（1）長期休業日		（2）休業日	
	預かり保育担当者数 2人/日	140,000円		200,000円	
	預かり保育担当者数 3人以上/日	260,000円		370,000円	

幼稚園の子育て支援活動の推進

教育機能又は施設を広く地域に開放することを積極的に推進する私立の幼稚園等に特別な助成措置を講じる都道府県に対して、国がその助成額の1/2以内を補助。

背景説明

子供一人一人の教育的ニーズに応じた支援の実施等の観点から、特別な支援が必要な幼児への早期支援の必要性が高まっている。

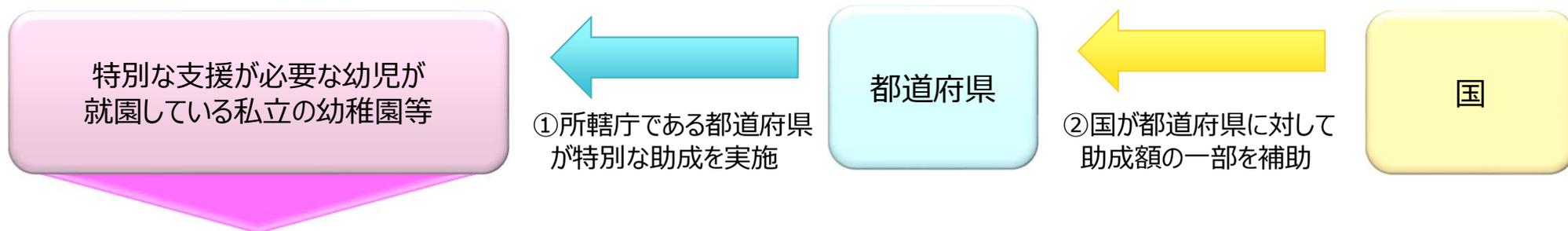


目的・目標

特別な支援が必要な幼児が、幼稚園等において適切な教育が受けられない事態を未然に防ぐとともに、幼児期の子育て支援の充実の観点からも、私立幼稚園等における受入れに対する支援を行う。

事業内容

都道府県が、特別な支援が必要な幼児が2人以上就園している私立の幼稚園等に特別な助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。



幼稚園等における 特別支援教育の充実



幼稚園等特別支援教育経費の推移（予算額・対象幼児数）

年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度 (予算案)
予算額	62億円	63億円	64億円	65億円	68億円
対象 幼児数	1.7万人	1.7万人	1.7万人	1.7万人	1.8万人

幼稚園の教育体制支援事業（私学助成園）

令和4年度予算額(案)

9億円

(前年度予算額)

5億円

令和3年度補正予算額

36億円



文部科学省

背景

- 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提とし、収入を引き上げるため措置を令和4年2月から前倒しで実施。
- 私学助成園の幼稚園教諭についても、同様に月額0.9万円相当の処遇改善に取り組む幼稚園に対して、必要な経費を支援。

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」

(令和3年11月19日(金)閣議決定)

Ⅲ.未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動

2.分配戦略 (2) 公的部門における分配機能の強化等

- ① 看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等に対応

事業概要

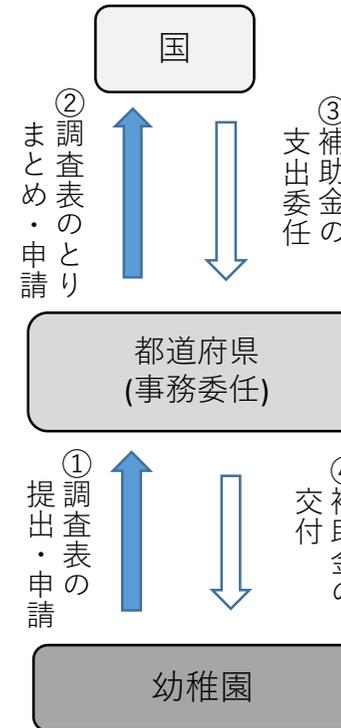
○事業のポイント

- ✓通常のベースアップ・定期昇給を超えて、各園において行う処遇改善分を支援。
ただし、一時的なものではなく、後年度にわたり効果が及ぶものを対象。
- ✓R3補正予算（教育支援体制整備事業費交付金）では、令和4年2月～9月分までの8ヵ月分の処遇改善に必要な経費を措置。
- ✓令和4年10月～令和5年3月分までの6ヵ月分の処遇改善に必要な経費については、既存のスキーム（私立高等学校等経常費助成費補助金）にて対応。

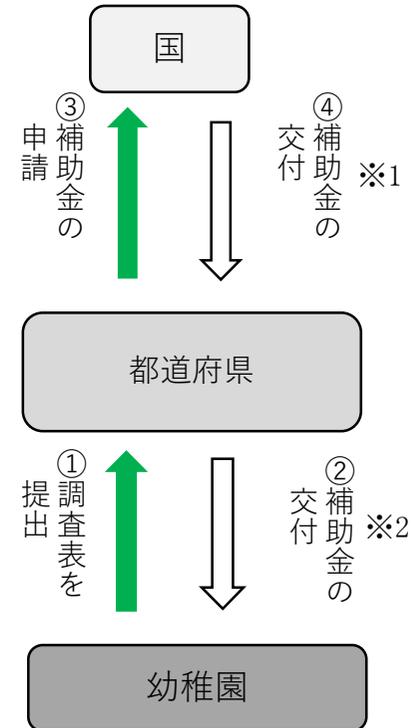


事業スキーム

9月まで



10月以降 (既存スキーム)



※1 都道府県が実施した経費の一部を補助
※2 都道府県の補助

補助割合

R3補正予算：国 3/4、学校法人負担 1/4
R4当初予算：都道府県負担額の1/2以内を国が補助

対象者

約5万人分（給与支給される専任教員、兼務教員）
※上記に加え、各園の判断により、調理員等も対象とすることができる。
また、1人当たりの上げ幅が月額0.9万円を下回る場合がある。 8